

文京区告示第 110 号

文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号）第17条に規定する安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第8条の2第3項の規定により告示する。

1 推進地区の名称

本駒込・本郷通り地区

2 推進地区の範囲

本駒込一丁目7番（2号～13号）、20番、26番～28番、
二丁目9番（18号の一部～22号の一部）、12番、13番（5号～23号の一部）、
18番～27番、三丁目6番（1号～5号の一部、22号）、10番（1号～9号の一部）、
11番～12番、13番（9号～13号）、14番（1号～3号、13号～14号）、
19番～22番、23番（1号～2号の一部、7号～10号）、24番（1号～2号）、
29番、30番（1号～6号、11号）、31号、五丁目1番～2番、5番～8番、
10番～17番、20番～24番、29番～34番、38番

3 指定期間

令和8年7月18日から令和11年7月17日まで

4 指定内容

防犯対策を推進する地区

令和8年6月24日

文京区長 成澤 廣

